

## 開発指導班運営要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第29条第2項で定められたマトリックス組織としての開発指導班の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 開発指導班においては、土地開発の規制に関する法令又は条例に基づく許認可等事務の円滑、適正な運用に資するため、次の事務を行うものとする。

- (1) 大規模開発等についての事前の指導及び関係部局間の調整に関すること。
- (2) 開発許可基準の統一的運用の検討等大規模開発等に係る調査、研究に関すること。

(組織)

**第3条** 開発指導班は、土地対策課の当該事務を所掌する職員と次表に掲げる職員で構成するものとする。

課	担当職員
自然保護課	自然公園班長
農政経済課	地域計画班長
森林管理課	森林保全班長
建築指導課	開発審査班長

(班員会議)

**第4条** 土地対策課長は、必要に応じて開発指導班の班員会議を招集する。

- 2 班員会議においては、土地利用審査班長が座長となる。
- 3 土地対策課長は、班員会議に班員以外の関係者の出席を求めることができる。

(執務場所及び庶務)

**第5条** 開発指導班の執務場所は、土地対策課とする。

- 2 開発指導班の庶務は、土地対策課において行うものとする。

(補則)

**第6条** この要領に定めるもののほか、開発指導班の運営に関し必要な事項は、土地対策課長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成5年8月2日から施行する。

附則

この要領は、平成9年4月22日から施行する。

附則

この要領は、平成15年11月6日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。